

奈良県公報

目次

ページ

〇土地改良事業の施行同意（耕地課）	一	〇右同	二
〇道路の位置指定（建築課）	一	〇公共測量の実施の通知（用地対策課）	三
〇右同	一	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（中小企業課）	二		

告示

奈良県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十六年十二月十五日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
十津川村長	水と農地活用促進事業（農道整備）	小原地区

更谷 慈禧

奈良県告示第四百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 指定の場所（平成十六年十一月二十四日現在の地番による。）
香芝市別所一三一番地ノ一の一部
- 申請者氏名 秋田工務店株式会社 代表取締役 田上博
- 申請者住所 橿原市小槻町二〇九番地ノ三
- 道路の幅員 四・五メートル
- 道路の延長 三一・四メートル
- 指定年月日 平成十六年十二月一日
- 指定番号 高土第一六〇四号

奈良県告示第四百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 指定の場所（平成十六年十一月二十六日現在の地番による。）
香芝市逢坂六丁目二五〇番地ノ二の一部及び二五一番地ノ四
- 申請者氏名 株式会社柴田住建 代表取締役 柴田義信
- 申請者住所 香芝市田尻二六二番三号
- 道路の幅員 四・六五メートルから五・二〇メートルまで
- 道路の延長 二六・六一メートル
- 指定年月日 平成十六年十二月一日
- 指定番号 高土第一六〇五号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和高田店

所在地 大和高田市市場六三六の一他

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）オークワ高田市市場店

（変更後）オークワ大和高田店

三 届出年月日

平成十六年十二月十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ大和郡山筒井店

所在地 大和郡山市筒井一二四一他

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）オークワ筒井店

（変更後）オークワ大和郡山筒井店

三 届出年月日

平成十六年十二月十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ生駒菜畑店

所在地 生駒市中菜畑二丁目一〇七四番地他

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワ生駒菜畑店

(変更後) オークワ生駒菜畑店

三 届出年月日

平成十六年十二月十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ田原本店

所在地 磯城郡田原本町小阪四四の一他

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワ田原本店

(変更後) オークワ田原本店

三 届出年月日

平成十六年十二月十日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日から平成十七年四月二十五日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県北部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 公共測量(ほ場整備三級基準点設置)

二 測量の地域 奈良市田原地域(奈良市矢田原町及び和田町)

三 測量の期間 平成十六年十二月八日から平成十七年三月二十八日まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月九日第七四一五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十六日第六一四六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十六日第三五一五号
開発区域に含まれる地域

三 吉野郡大淀町大字松垣本八七三番地ノ一
開発許可を受けた者の住所及び氏名
御所市大字東松本三一一番地ノ六

四 奈良ミユキハウス建設株式会社 代表取締役 藤元幸
五 公共施設の種類、位置及び区域
下水道 吉野郡大淀町大字松垣本八七三番地ノ一の一部

一 許可番号
平成十六年十一月十八日第七四一二四号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十六日第六一四五号
三 開発区域に含まれる地域
宇陀郡榛原町大字檜牧二三八四番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字生田一〇四一番地ノ一B二〇二号
伊藤芳浩

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

